吹二地区自連協だより 第6号 2022.12.15 吹二地区自連協だより 第6号 2022.12.15

学習② ・・・災害時要援護者避難支援について(11月20日のメイン)

災害時要援護者避難支援

令和4年11月20日(日) 吹田市 福祉部 福祉総務室

本日お伝えしたいこと

- ▶地域全体で取り組むことが重要! 災害時はたくさんの方の協力・支援が必要。 みんな被災者だからこその「共助」です。
- ▶顔を見える関係になることが重要! まずは、あいさつから始めてみませんか? 地域の中に顔見知りの方がおられたら、お互 いに話しかけやすいですよね。

吹田市災害時要援護者名簿とは?

生活の基盤が自宅にある方のうち、災害が発生したときに、御自身やご家族だけでは避難するのが難しく、何らかの支援を希望される方を掲載した名簿です。

吹二地区に約300名の要援護者の方が

民生・児童委員協議会木田会長の話によると 吹二地区に約300名の「災害時要援護者」がお られるということです。自連協の15自治会にす ると各自治会に約20名の方がおられることに なります。

「災害時要援護者名簿」に登録された方の安否確認も

吹二地区防災対策委員会では、過去2年の防災訓練でその方たちのお住まいを確認するということに取り組んできましたが、今年度から、今までの取り組みを一歩進める形で、その方たちの安否確認にも取り組んでいこうということになりました。

少しずつやれるところから

国は災害対策基本法改正 →個別避難計画の 作成努力義務化という形で進めようとしてきて いますが、まずは「災害時要援護者名簿」にど のような方が登録されていて、どのような支援 を必要とされているのかを把握することがとて も大事なことになると思います。

吹二地区全体で「黄色いハンカチ作戦」に

コロナ禍で、集合しての防災訓練はなかなか やりにくく、今年度(来年1月15日)も、「午 前9時30分に、上町断層帯を震源とするマグ ニチュード7.5の直下型地震が発生し、吹田市 全域で震度6、一部地域で震度7の大地震に襲 われた」という想定で、住民の皆さまには各自 (家庭)で身を守る訓練と、「黄色いハンカチ作 戦」による安否確認のご協力をお願いします。 吹二地区民生・児童委員協議会で作成していただいた「災害時要援護者名簿マップ」を基に、それぞれの自治会で民生委員の方や福祉委員の方とも連携をしながら、名簿にある方と一人でも多くコンタクトが取れ、防災訓練で「黄色いハンカチ作戦」に参加していただくとか、安否確認ができればと願っています。

ぜひご協力をよろしくお願いします。

向こう3軒両どなり

幸い?にして、この吹二地区にはマンションがまだ少なく、「向こう3件両どなり」の心意気

がまだまだ生かせる地域だと思います。 普段から「顔馴染み」の関係をぜひ。

吹二地区

自連協だより

第6号

2022 (令和 4) 年 12 月 15 日

編集·発行:吹二地区自治会連合協議会

事務局:吹二地区公民館内

吹二地区の防災訓練は1月15日(日)に 「黄色いハンカチ作戦」による安否確認だけを

11月の防災訓練を学習会に

ここ数年吹二地区の防災訓練を11月に実施してきましたが、今年は11月20日(日)に自治会長、各自治会の防災リーダー、民生委員さんたちと共に学習会を行いました。

吹二小体育館で、市の危機管理室の方、福祉 総務室の方に来ていただいて「避難所につい て」と「災害時要援護者の避難支援」について 54名の参加者で学びました。

「自主避難所」ってなに?

今年の台風 14 号の時に、『経験したことのないような暴風、高波、高潮、記録的な大雨のお

れ』があると報道され、近隣の市では「自主

それ』があると報道され、近隣の市では「自主 避難所開設」がネットに流れました。そして吹 田市ではそれがなく、どうなっているのと思う ばかりでした。

「災害時要援護者」の避難支援って?

国の「災害対策基本法」に基づいて「吹田市 災害時要援護者名簿」が作成されていて、その 名簿に記載されている方の中で、「地域支援組 織に公表してもいい」と同意された方々の名 簿が吹二地区(吹二地区民生・児童委員協議 会)におりてきています。 吹二地区では2年前の防災訓練から、「各自 治会でその名簿に記載された方々がどこにお 住まいかを確認しておきましょう」というこ とで、取り組んできました。

でも実際どうやって避難支援をするの、そんな専門知識もないのに!!

そんなことから今回の学習会に

市の危機管理室からは「吹田市の避難所開設に係る基礎知識」について、福祉総務室からは「災害時要援護者避難支援」について説明して頂きました。

福祉総務室の方も、今回のように住民に説明 されるのは初めてということで、もっと進めて いきたいと言われていました。 吹二地区自連協だより 第6号 2022.12.15 吹二地区自連協だより 第6号 2022.12.15

学習① 避難所について

令和4年度吹二地区防災対策委員会 避難に関する勉強会

吹田市の避難所開設

にかかわる基礎知識

吹田市総務部危機管理室 柴野 将行

1:自主避難所ってなに?

風水害時「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」により開設する指定避難所とは異なり、施設管理者からの情報や市民からの問い合わせ状況により、市が自主避難所の開設を決定し、一時的に市が公共施設を開放するもの。

【対象】 地区公民館(北千里及び南千里を除く 27 か所) 市民ホール (8 か所)

2:指定避難所基礎知識 【5W2H編】

■ WHEN (いつ)

避難所は、いつ開ける? いつまであける?

避難所開設は、3パターン

避難所は、同上

1 地震時

震度 6 弱以上→全 135 避難所を開設 すぐ避難所を点検し、安全確認後開設 **震度 5 強以下**→市の本部から指示があった ■内本町コミュニティセンター、 岸部市民センター

なぜ? この施設なの?

- ・冷暖房設備ある
- ・情報収集用のテレビがある
- ・和室や洋式トイレの設備が整っている⇒地域住民の方に馴染がある施設

■自主避難所

「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」を行う際に開設する指定避難所とは異なり、市の災害警戒本部での決定に基づき、一時的に市が公共施設を開放するもの。

■開設⇒時間中「施設管理者」

時間外「市職員」や「鍵を管理している方」

■運営⇒時間中「施設の職員」

時間外「市職員」

【開設基準】 大型から超大型(強風域半径 500km 以上)で、強さが非常に強いから猛烈な(中心付近の最大風速が 44m/s 以上)台風が、その勢力を保持したまま近畿地方中部に上陸・接近する恐れがある場合などにおいて、市の災害警戒本部での決定に

2 風水害時:

市の本部から指示があった避難所は、 準備を整え避難所を開設。

3 その他:

開設していないのに避難者が きてしまった施設

→福祉的な視点で必要な対応をしつつ、 市の本部にご相談ください。

避難所開設は7日間がめど

災害救助法上は7日間を想定。 その後は仮設 (みなし) 住宅への移行を想定している。 実際はそれ以上になることも多いが、 施設の本 来目的のためにも早期解消を目指す必要がある。

コロナ禍においては、指定避難所 (小学校)の早期開設準備を予定しています

■ WHO (誰) 誰がくるの?

地震時⇒自宅で生活できなくなった人 (自宅が全半壊、 全半焼) 風水害時⇒自宅で安全が確保できない人 避難所には、帰宅困難者、体調のすぐれ ない方、要配慮者等多様な方が来ます。

その他避難所開設の5W2Hについて学びましたが、開設する側のお話なので、省略します。

ここで、9月24日(土)に吹二地区防災対策委員会が吹二地区公民館で行った

「防災講座」の資料(福祉総務室作成)を皆さんにお伝えします。

自分や家族を守るために

① 災害時のリスクについて知る どの場所がどのくらい浸水するか 「備えあれば!吹二地区洪水マップ」参照

② 避難する場所を知る どの経路で行くことができるか? 「備えあれば!吹二地区防災マップ」参照

·洪水·

- ・洪水・暴風雨の中での避難は 危険がいっぱい
- 飛来物
- マンホールや側溝
- 強い流れ

知っていますか? 在宅避難

在宅避難のメリット

- ・生活環境の変化が少ない
- プライバシーの確保
- 自宅のセキュリティ
- ・感染症などのリスク回避

【在宅避難のポイント】

- 1 自宅に倒壊や浸水、延焼などの危険 がないこと
- 2他人の支援がなくても自宅で生活ができる

※在宅避難をしていることを避難所に伝えて、避 難所のトイレを利用したり食料品等を 避難所で 受け取ることなどができます。

③ 避難する方法を知る

災害が起きた時に大切な

避難行動 幸 避難所へ行くこと

イコールではありません

避難所への避難にこだわらず、 自分や家族の「命を守る」

最善の行動をとることが大切!



- ・避難所はそれほど 良いところではない
- たくさんの人
- ・生活環境の変化
- 感染症などのリスク
- ⇒災害関連死

水害が発生する可能性の あるときの身を守る行動

1 水平避難



2 垂直避難

